

【補足資料】提出する写真の撮影における注意事項

本書では、本事業で提出する各種写真の撮影について、注意事項を記載しています。

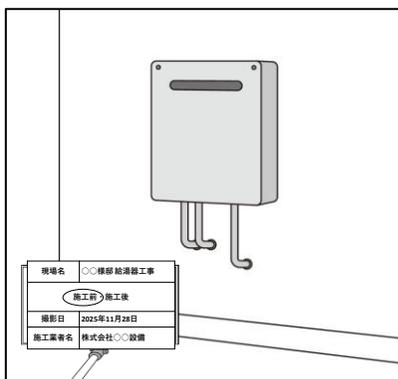
撮影にあたっては、本書の記載事項をよく確認してください。**写真が不足している場合や必要事項が確認できない場合は補助対象となりません。**

忘れずに正しく撮影するようご注意ください。(大規模改修等の場合も、補助対象となるすべての住戸・機器についての各写真が必要です。)

1.給湯器本体の申請時に必要となる写真

工事【前】写真

従前の給湯器／新しい給湯器の設置予定場所



◆ 設置する住宅により、工事【前】写真の内容が異なります

設置する住宅	撮影する内容
新築注文住宅	新しい給湯器の設置予定場所
新築分譲住宅	購入・工事タイプ: 提出不要 リース利用タイプ: 新しい給湯器の設置予定場所
既存住宅 リフォーム 条件付き購入	従前の給湯器 (全体が確認できること)

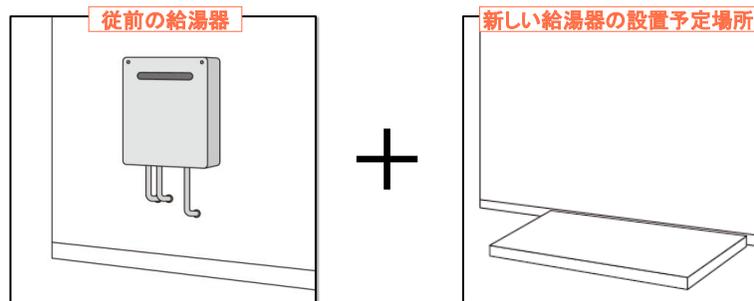
◀ 契約日が2025年11月27日*¹以前の場合のみ ▶

◆ 工事日(撮影日)を入れた工事看板等*²が必須となります

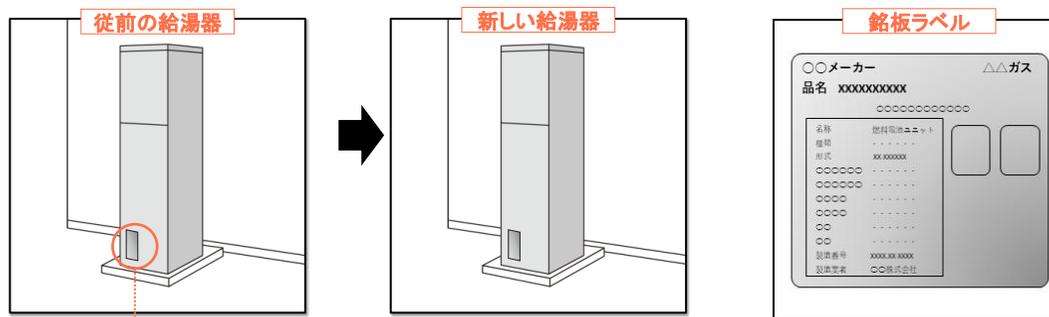
※ 工事【前】写真を撮り忘れた、撮影日が確認できない等の場合、原則、補助対象になりません

〔1事業者1申請に限り、「工事【前】写真・提出免除依頼書」の提出により、工事前写真の提出が免除されます*³〕

◆ 既存住宅(リフォーム)において、従前の給湯器とは異なる場所に新しい給湯器を設置する場合 (設備を増設した場合を含む)、従前の給湯器と新しい給湯器の設置予定場所の外観全景が確認できる写真の撮影が必要です
※複数枚に分けて撮影しても問題ありません



◆ 従前の給湯器と新しい給湯器の外見が類似し、判別が困難な場合、従前の給湯器における「銘板ラベル」等の追加写真を求めることがありますので、全体写真に加え銘板ラベルも撮影しておくことをおすすめします



* 1 契約日と撮影日が2025年11月27日以前である場合は、着工日が2025年11月28日以降であることが確認できる追加書類の提出を求める場合があります。

* 2 必ずしも工事看板である必要はありません(手書きの紙等でも可)が、画像編集により日付等を入れることは認められません。

* 3 契約日が2025年11月27日以前であって、工事看板等により撮影日が確認できない場合も同様です。

【補足資料】提出する写真の撮影における注意事項

本書では、本事業で提出する各種写真の撮影について、注意事項を記載しています。

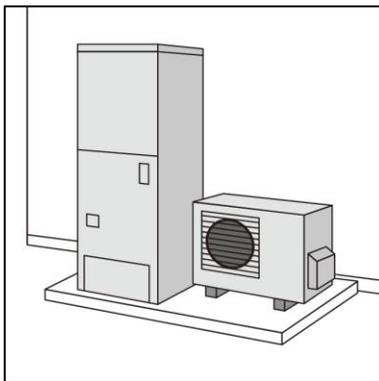
撮影にあたっては、本書の記載事項をよく確認してください。**写真が不足している場合や必要事項が確認できない場合は補助対象となりません。**

忘れずに正しく撮影するようご注意ください。(大規模改修等の場合も、補助対象となるすべての住戸・機器についての各写真が必要です。)

1.給湯器本体の申請時に必要となる写真

工事【後】写真

高効率給湯器の全体像

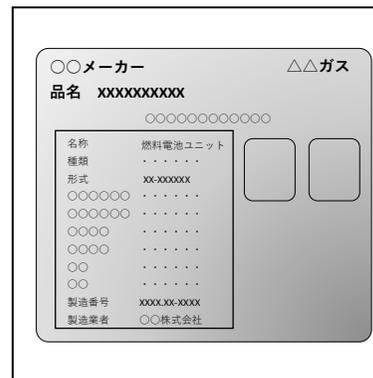


- ◆ **必ず工事完了後に撮影してください**
- ◆ 新しく設置した給湯器の全体が確認できること
- ◆ 従前の給湯器と同じ場所に設置する場合は、画角や距離を工事【前】写真と合わせるように撮影

※工事【後】写真の提出免除はありません

銘板写真

高効率給湯器の銘板ラベル



ハイブリッド給湯機・エネファームを設置した場合のみ、銘板ラベルの写真が必要です

※ エコキュートは、銘板ラベルの撮影は不要です(保証書の写しの提出が必要になります)

- ◆ 以下が確認できること
 - ◇ 製品型番(型式)
 - ◇ 製品番号(シリアル)
 - ◇ 製造年月
- ◆ ハイブリッド給湯機の場合は、「ヒートポンプユニット」の銘板を撮影
- ◆ エネファームで、
 - SOFCの場合は、「燃料電池ユニット」の銘板を撮影
 - PEFCの場合は、「燃料電池ユニット」と「貯湯ユニット」両方の銘板を撮影

※銘板ラベルの写真の提出免除はありません

【補足資料】提出する写真の撮影における注意事項

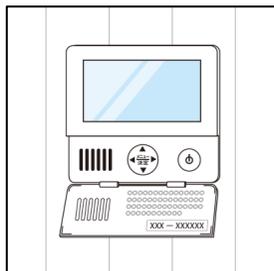
2.追加部品の申請時に必要となる写真 ①台所リモコン

一部の給湯器は、性能要件を満たすために、追加部品（「**台所リモコン**」または「**無線LANアダプター**」）を設置し、その写真を提出することが必要です。（給湯器本体で性能要件を満たす場合は、追加部品の設置や写真の提出は必要ありません。）

撮影するタイミングや注意事項は、「台所リモコン」「無線LANアダプター」により異なります。

「**台所リモコン**」の写真については、以下を参考に撮影をしてください。（「**無線LANアダプター**」の写真については、次ページをご確認ください。）

台所リモコン



- ◆ 壁に取り付け後（**工事【後】**）に撮影
- ◆ リモコンの全体、型番（型式）が確認できること
- ※ 複数枚に分けて撮影しても問題ありません
- ※ 以下のような写真の場合、不備となります。



× リモコンの全体が見えない

※ 台所リモコンの写真の提出免除はありません。

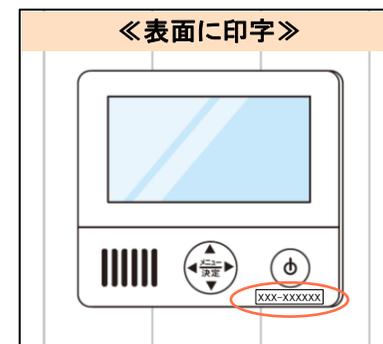
メーカーごとに、型番（型式）が印字されている箇所は異なります。
以下を参考にリモコンの型番（型式）が確認できるように撮影をしてください。



- ◆ 三菱電機株式会社
- ◆ 日立グローバル
ライフソリューションズ株式会社
- ◆ 株式会社長府製作所
- ◆ 株式会社パロマ



- ◆ 株式会社コロナ



- ◆ 株式会社ノーリツ

- ◆ 性能要件を満たすための追加部品として、対象となる台所リモコンの型番（型式）は、[こちら](#)からご確認ください。



同一の工事写真を用いて、複数の交付申請が提出された場合や、写真の偽造（合成等）が疑われる場合、事務局は故意か故意でないかに関わらず、不適切な行為とみなし厳正に対処します。

交付申請にあたっては、不適切な行為と誤解されないよう、提出書類を含めた申請内容に誤りがないことを十分確認の上、提出をおこなってください。

【補足資料】提出する写真の撮影における注意事項

2.追加部品の申請時に必要となる写真 ②無線LANアダプター

※高効率給湯器の設置と合わせて行う場合に加算の対象となります。

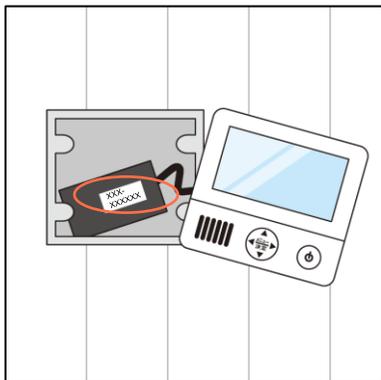
一部の給湯器は、性能要件を満たすために、追加部品（「**台所リモコン**」または「**無線LANアダプター**」）を設置し、その写真を提出することが必要です。（給湯器本体で性能要件を満たす場合は、追加部品の設置や写真の提出は必要ありません。）

撮影するタイミングや注意事項は、「**台所リモコン**」「**無線LANアダプター**」により異なります。

「**無線LANアダプター**」の写真については、以下を参考に撮影をしてください。（「**台所リモコン**」の写真については、前ページをご確認ください。）

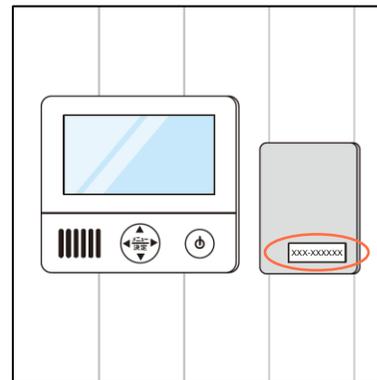
無線LANアダプター

リモコンの組み込み製品の場合：工事【中】写真



- ◆ リモコン（裏面でも可）との接続後（**工事【中】**）に撮影
（工事後にリモコンを外して撮影しても可）
- ◆ 無線LANアダプターの型番（型式）が確認できること
- ※無線LANアダプターの写真の提出免除はありません。

リモコンと別に設置する製品の場合：工事【後】写真



- ◆ 壁に取り付けた後（**工事【後】**）に撮影
- ◆ 無線LANアダプターの型番（型式）が確認できること
- ※必ずしも壁に設置されている必要はありません。
- ※無線LANアダプターの写真の提出免除はありません。

- ◆ 性能要件を満たすための追加部品として、対象となる無線LANアダプターの型番（型式）は、[こちら](#)からご確認ください。



同一の工事写真を用いて、複数の交付申請が提出された場合や、写真の偽造（合成等）が疑われる場合、事務局は故意か故意でないかに関わらず、不適切な行為とみなし厳正に対処します。
 交付申請にあたっては、不適切な行為と誤解されないよう、提出書類を含めた申請内容に誤りがないことを十分確認の上、提出をおこなってください。

【補足資料】提出する写真の撮影における注意事項

3.性能加算の申請時に必要となる写真

※高効率給湯器の設置と合わせて行う場合に加算の対象となります。

一部のハイブリッド給湯機は、性能加算を受けるために、**貯湯ユニット**との組み合わせが指定されていることがあります。

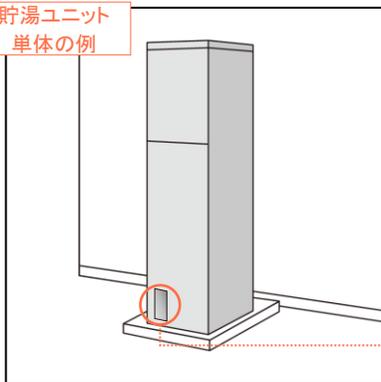
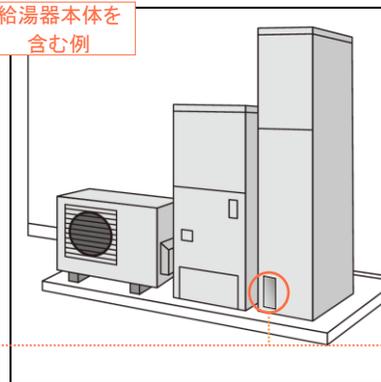
これらの給湯器が加算を受けるためには、追加した貯湯ユニットおよび銘板写真の提出が必要です。

(給湯器本体が加算要件を満たす場合は、追加部品の設置や写真の提出は必要ありません。)

以下を参考に撮影をしてください。

貯湯ユニット

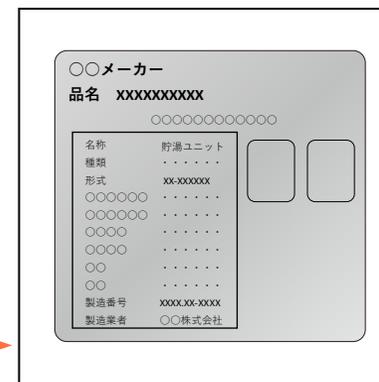
貯湯ユニットを設置したことが分かる工事【後】写真

貯湯ユニット
単体の例給湯器本体を
含む例

- ◆ 工事【後】に撮影
- ◆ 追加した貯湯ユニットの全体が確認できること
- ◆ 追加した貯湯ユニットと給湯器本体が一体的に設置されている場合は、全ての機器が確認できること(『給湯器本体の工事【後】写真』と同じ写真の提出可)

※ 貯湯ユニット写真の提出免除はありません。

貯湯ユニットの銘板写真



- ◆ 以下が確認できること
 - ◇ 製品型番(型式)
 - ◇ 製品番号(シリアル)
 - ◇ 製造年月

※ 銘板ラベルの写真の提出免除はありません。

- ◆ 性能加算の対象となる貯湯ユニットの型番(型式)は、[こちら](#)からご確認ください。



同一の工事写真を用いて、複数の交付申請が提出された場合や、写真の偽造(合成等)が疑われる場合、

事務局は故意か故意でないかに関わらず、不適切な行為とみなし厳正に対処します。

交付申請にあたっては、不適切な行為と誤解されないよう、提出書類を含めた申請内容に誤りがないことを十分確認の上、提出をおこなってください。

【補足資料】提出する写真の撮影における注意事項

4.撤去加算の申請時に必要となる写真 ①電気蓄熱暖房機

※高効率給湯器の設置と合わせて行う場合に加算の対象となります。

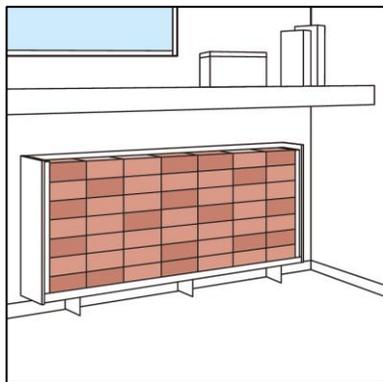
補助対象となる給湯器の設置に合わせて、既存住宅のリフォーム工事で「**電気蓄熱暖房機**」または「**電気温水器**」の撤去加算を受ける場合、撤去する機器の工事写真の提出が必要です。

撮影するタイミングや注意事項は、「電気蓄熱暖房機」「電気温水器」により異なります。

「**電気蓄熱暖房機**」の写真については、以下を参考に撮影をしてください。（「**電気温水器**」の写真については、次ページをご確認ください。）

電気蓄熱暖房機

撤去【中】写真



◆撤去【中】に撮影

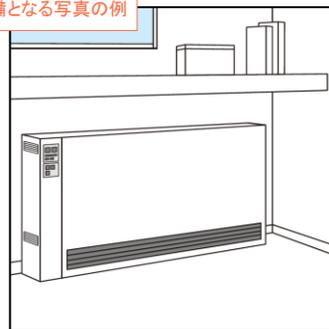
≪契約日が2025年11月27日*1以前の場合のみ≫

◆工事日（撮影日）を入れた工事看板等*2が必須

※撤去【中】写真の提出免除はありません。

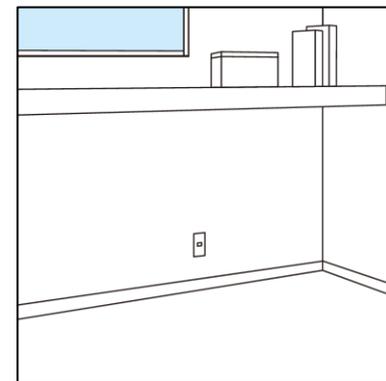
前面パネルがついたままの状態、レンガおよび中の構造が確認できない撤去【前】写真は、不備となります。必ず、撤去【中】写真を提出してください。

不備となる写真の例



✗ 前面パネルが付いた状態等、レンガや中の構造が確認できない

撤去【後】写真



◆撤去【後】に撮影

◆撤去【中】写真と同じ画角で撮影

※撤去機器設置場所の写真の提出免除はありません。

*1 契約日および撮影日が2025年11月27日以前である場合は、着工日が2025年11月28日以降であることが確認できる追加書類の提出を求める場合があります。

*2 必ずしも工事看板である必要はありません(手書きの紙等でも可)が、画像編集により日付等を入れることは認められません。



同一の工事写真を用いて、複数の交付申請が提出された場合や、写真の偽造(合成等)が疑われる場合、事務局は故意か故意でないかに関わらず、不適切な行為とみなし厳正に対処します。

交付申請にあたっては、不適切な行為と誤解されないよう、提出書類を含めた申請内容に誤りがないことを十分確認の上、提出をおこなってください。

【補足資料】提出する写真の撮影における注意事項

4.撤去加算の申請時に必要となる写真 ②電気温水器

※高効率給湯器の設置と合わせて行う場合に加算の対象となります。

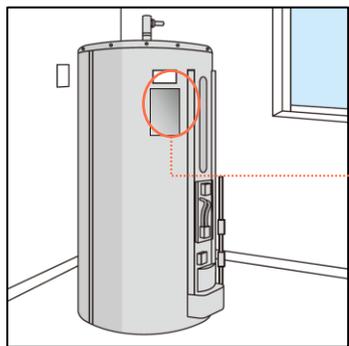
補助対象となる給湯器の設置に合わせて、既存住宅のリフォーム工事で「電気蓄熱暖房機」または「電気温水器」の撤去加算を受ける場合、撤去する機器の工事写真の提出が必要です。

撮影するタイミングや注意事項は、「電気蓄熱暖房機」「電気温水器」により異なります。

「電気温水器」の写真については、以下を参考に撮影をしてください。（「電気蓄熱暖房機」の写真については、前ページをご確認ください。）

電気温水器

撤去【前】写真



- ◆ 撤去【前】に撮影
 - ◆ 新しく導入する給湯器の設置場所と同一の場合は、この写真を『給湯器本体の工事【前】写真』としても提出可
- ◀契約日が2025年11月27日*1以前の場合のみ▶
- ◆ 工事日（撮影日）を入れた工事看板等*2が必須
- ※ 撤去機器の写真の提出免除はありません。

撤去する電気温水器の銘板写真



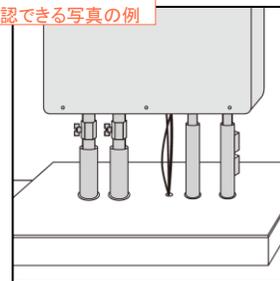
- ◆ 以下が確認できることが必要
 - ◇ 電気温水器であること
 - ◇ 製品型式（型番）

※銘板ラベルの写真の提出免除はありません。

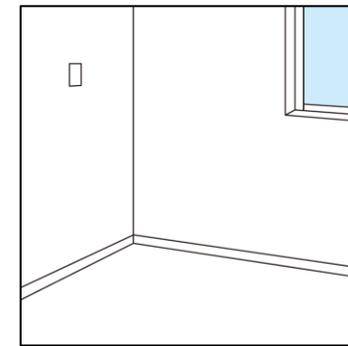
経年劣化等により銘板の文字が消えている等、電気温水器であることが確認できない場合は、以下の1)・2)いずれかの代替書類の提出が必要です。

- 1) 配管の本数が確認できる写真
- 2) 保証書

1) 配管の本数が確認できる写真の例



撤去【後】写真



- ◆ 撤去【後】に撮影
- ◆ 撤去【前】写真と同じ画角で撮影
- ◆ 新しく導入する給湯器と設置場所が同一の場合は、『給湯器本体の工事【後】写真』をこの写真としても提出可

※ 撤去【後】写真の提出免除はありません。

*1 契約日および撮影日が2025年11月27日以前である場合は、着工日が2025年11月28日以降であることが確認できる追加書類の提出を求める場合があります。

*2 必ずしも工事看板である必要はありません(手書きの紙等でも可)が、画像編集により日付等を入れることは認められません。



同一の工事写真を用いて、複数の交付申請が提出された場合や、写真の偽造(合成等)が疑われる場合、事務局は故意か故意でないかに関わらず、不適切な行為とみなし厳正に対処します。
 交付申請にあたっては、不適切な行為と誤解されないよう、提出書類を含めた申請内容に誤りがないことを十分確認の上、提出をおこなってください。